

論点D:

立地選定プロセスをどのように見直すべきか

(地層処分場のように、長期に安定的な地質環境を選定するにあたり、どのようなプロセスが必要か)

(1) 現行の最終処分制度における立地選定プロセス

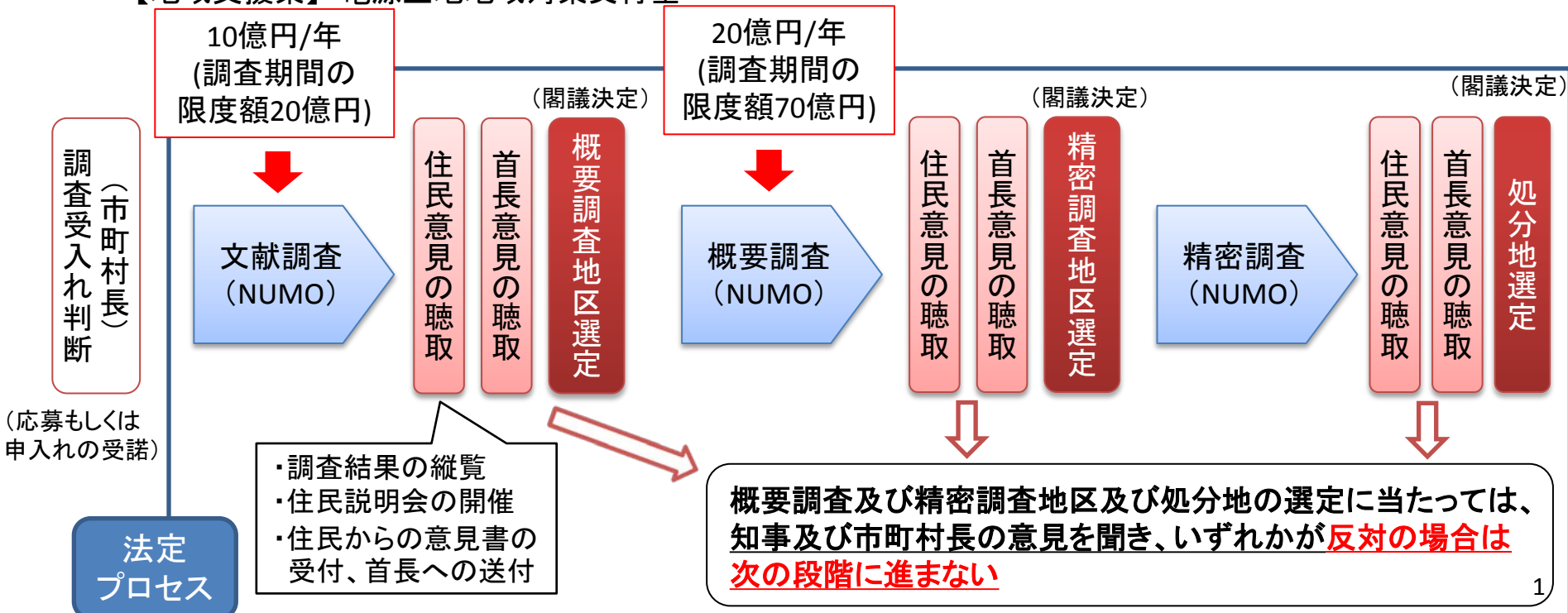
○同意に基づく立地選定プロセス

- ・概要調査地区等の選定にあたり、「都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならない」旨法定。加えて「都道府県知事又は市町村長の意見に反しては、概要調査地区等の選定は行われない」旨、閣議決定。
- ・上記首長判断にあたり、調査結果の縦覧、住民説明会の開催、住民からの意見書の受付・首長への送付というプロセスを経ることを法定。
- ・文献調査についても、法律上の規定はないものの、市町村長の同意を得て進めることとしている。

○地域支援策

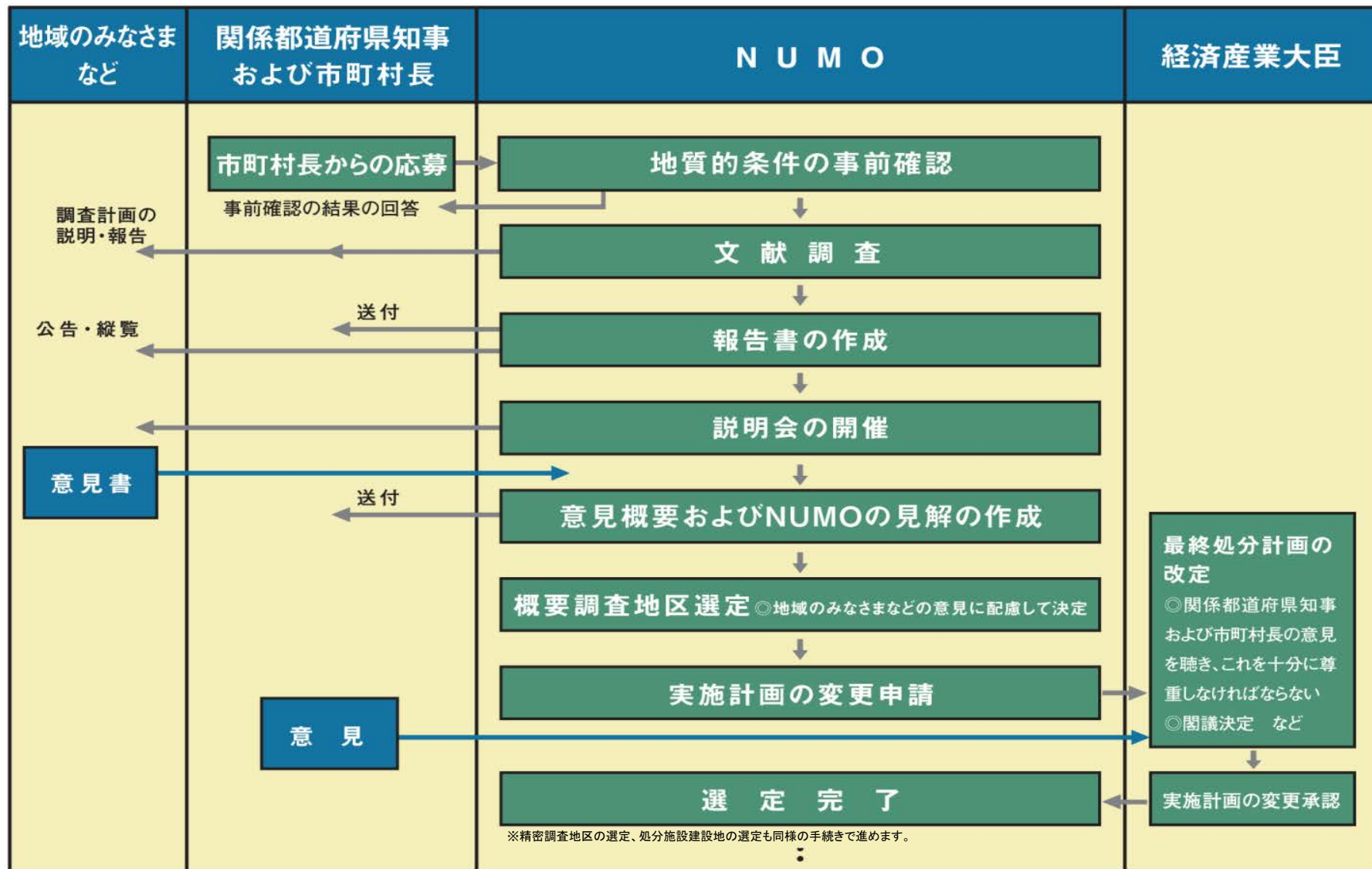
- ・文献調査段階から、電源立地対策交付金による支援を実施。
- ・将来的にはNUMOによる地域共生策を実施することを予定。

【地域支援策】電源立地地域対策交付金



(参考) 各調査地区選定段階における住民意見反映の仕組み

【概要調査地区選定の場合(NUMOパンフレットより)】 ※法施行規則第5条～12条にて規定



(2) これまでの取組・制度に対し理解が得られていない要因 (第1回小委員会資料を基に作成)

(1) 地層処分の安全性に対する不安

- 地層処分の長期安全性について信頼感が乏しく、人的管理を行わなくなることに対し懸念。
- リスクや不確実性についての情報提供、共通認識の醸成が不十分。
- 最新の科学的知見を踏まえた安全性の説明が出来ていない。
- 当面は取出可能・後戻り可能な仕組みであるべき(それを制度上明確化すべき)

(2) 国・NUMOの取組姿勢に対する不信

- 国・NUMOは都合のいい情報だけを提供しているのではないか、との不信感がある。国・NUMOの情報提供を含め、処分事業を中立的に監督する第三者機関が必要。
- NUMOは、取組姿勢という点でも、技術的能力という点でも、信頼できない。
- 国が責任をもって取り組むべき。ステークホルダーに対する国の働きかけ・理解活動が不十分。
- 全国を広く対象とした現行の公募方式の下では、調査受入れに関し、交付金目当てとの批判が根強い中、交付金以外の有効な地域支援策を示せていない。

(3) 立地選定プロセスに対する不信

- 全国を広く対象とした立地選定では、「なぜここなのか」の説明が困難。国が科学的に候補地点を絞り込むべき。
- 地元の説明責任が過大。特に、首長の政治リスクが顕在化。
- 住民不在でプロセスが進められるのではないかと強く懸念。

(3) 御意見を踏まえた取組・制度の反省（第1回小委員会資料を基に作成）

反省2： 政府としてのコミット（本気度）が不十分だったのではないかな。

- ① 地元の発意を重視するあまり、関心地域を自ら発掘する努力に欠けていたのではないかな。都道府県や市町村等の直接的なステークホルダーへの働きかけや、処分事業の重要性について政務レベルも含めて国民に説明を行う等の、一歩踏み込んだ理解活動を行ってこなかったのではないかな。
- ② 交付金による施設誘致に対し「地域を金で売った」との批判がある中、処分事業に対し協力をする地域が、長期に亘り持続的に発展し、誇りを持てるような立地支援策を実現するよう、地域と一体となって取り組む仕組みを政府一体となって整備すべきであったのではないかな。

反省3： 地元が負う説明責任、説明負担が重すぎるのではないかな。

- ① 活断層の有無等の最低限の科学的基準に基づき、広く全国が公募の対象となっているため、「なぜその場所か」の説明に地元の関心を強調せざるを得ず、地元の負担を高める要因となっていたのではないかな。国がより説明責任を負う必要があったのではないかな。
- ② 調査受入れに向けた検討が表面化すると、直ちに否定的な動きを招くため、公募や申入れの前にオープンな議論が出来ない状況であり、事前に地元の幅広いステークホルダーの十分な理解を得ることが困難。関心を有する地元において、調査受入れを前提とせずに、住民が参加した形でオープンに理解を深められるような仕組みが必要であったのではないかな。

反省4： 調査や処分事業に対する地域住民の参加の在り方が不明確だったのではないかな。

- ① 長期に亘る処分事業に対し地域住民の信頼を得る上では、法律上規定されている立地選定プロセスへの首長の関与に留まらず、地域住民が調査・処分事業に参画できる仕組みが明確化されている必要があったのではないかな。

(4) 立地選定プロセスの改善に向けた論点 (第2回小委資料を基に作成)

○国内において共通理解が醸成されていると考えられる事項

- ① 安全に処分ができる地点を選定する必要があること
- ② 地域の理解の下、立地地点が選定されるべきこと
- ③ 処分場を受け入れてもらうため、受入地域の受苦を補う措置が必要なこと(但し、措置の内容には異論も)



論点

○現行の立地選定プロセスは、求められる要素を考慮しているにもかかわらず、プロセスが進展していない状況。処分事業に対する信頼を確保する上で、立地選定プロセスの改善により対処できる面はないか。

【これまでの審議でいただいた御意見】

- ・ なぜ公募にしたのかということの説明が表立ってなされていない。今まで原子力発電所の立地に関して公募などしたことはないはずなので、こういう形の公募をこの問題についてやったということの理由が、ほとんど語られていない。(小林委員)
- ・ 公募方式というのがミスリードしてしまったのではないか。なぜかという、国民の皆さんは日本全国同じ地質環境、極端に言うと、どこでも火山が噴出し、断層もどこどこでもできると理解されている。変動帯という地質環境の中での不均一性で、安定している所、あるいは安定ではない所というのを、NUMOあるいはエネ庁が語れるようになると、伝わっていくのではないか。(吉田委員)
- ・ 今までは自治体で全ての情報が止まってしまい、住民までほとんどの情報が流れていなかった。最低限必要な情報がないと関心も起こらないし、議論に参画しようとか、理解しようと思わない。その辺の仕組みを抜本的に考える必要。(新野委員)
- ・ 選定プロセスに対する信頼感が醸成されていない。特に市民の声が生かされるのか非常に不信がある。仏国のCLIS/GIPのような地域のマルチステークホルダーがきちんと話し合っていくような仕掛けを考えることが大事。(崎田委員)
- ・ 住民投票制度をプロセスの中にシステムとして導入するのがよい。(伴委員)
- ・ 受入れ地域がどのような影響を受けるのかということをきちんと説明する必要。実施主体と地元がパートナーになって事業を進めるという社会的共生を前提としているので、事業化にあたっては、地元主体の安全論理が必要。(朽山委員)

(参考) 立地選定手続きに関する提言

日本学術会議「高レベル放射性廃棄物の処分について」(平成24年9月11日)

- ・(受益権と受苦圏が分離するという)不公平な状況に由来する批判と不満に対して、電源三法交付金など金銭的便益提供という政策手段により処理しようとするのは、適切でない。金銭的手段による誘導を主要な手段にしない形での立地選定手続きの改善が必要であり、負担の公平／不公平問題への説得力ある対処と、科学的な知見の反映を優先させる検討とを可能にする政策決定手続きが必要である。立地地域に対する受益の還元政策としては、社会的に見て重要な施設で安定した地層を必要とするようなものを併設することが望ましい。
- ・どのような手続きで、立地点地域の同意を確認するのかを明確にする必要がある。その際、合意形成と決定の正当性を得るためには、最終的には住民投票を決定手続きの中に制度化するべきである。また、住民の同意条件の1つとして、住民参加による施設の監視制度の導入を図ることが望ましい。

原子力委員会「今後の高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る取組について」(平成24年12月18日)

- ・高レベル放射性廃棄物の最終処分事業は国としての総合的取組であるから、その過程においては全ての行政機関が連携して知恵を出すべきであるにも関わらず、そのような取組は行われてきていない。また、立地地域が特定されていない現状では全国を対象として公募活動を行っているのであるから、国は例えば全国知事会に対してこの施設の立地について協力を要請するとともに、その地域振興構想の在り方を含む立地に向けた取組の在り方に関する検討への参加、あるいは少なくともそうしたことに関する検討結果に対する意見を求めることなどを行うべきだったにも関わらず、これも行われていない。
- ・地域の持続的発展を追求する自治体を始めとするステークホルダーと実施主体がお互いに関与し、相互に交流し、共同作業することができる環境と仕組みを地方自治体と協議して整えること。

全国知事会「原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言」(平成25年7月)

- ・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」の施行から12年が経過したが、未だ文献調査すら行われていない状況にあることから、最終処分地の早期選定に向け、全国知事会とも協議しながら国が前面に立った取組を一層強化すること。